

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	新日本電工株式会社			コード	5563
提出日	2021/3/5	異動（予定）日	2021/3/30		
独立役員届出書の 提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	細井 和昭	社外取締役	○													○		有
2	大見 和敏	社外取締役	○													○	新任	有
3	中野 北斗	社外取締役	○							△							新任	有
4	伊丹 一成	社外監査役	○							△		△	△				新任	有
5	青木 良夫	社外監査役	○													○		有
6	都 正二	社外監査役	○							△		△						有
7	木村 浩明	社外監査役								○		○					新任	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		【社外取締役として選任している理由】 細井和昭氏の公認会計士及び税理士として長年培われた豊富な財務・会計の経験及び見識を当社の経営に活かしていただけると判断しました。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、現在及び過去において当社の主要な取引先や主要株主の業務執行者ではない等、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、当社及び当社の経営者との直接の利害関係はございません。従って、当社及び当社の経営者からコントロールを受ける立場になく独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じることはありません。
2		【社外取締役として選任している理由】 大見和敏氏の専門的知識やこれまでの複数の企業経営に携わることで培われた豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断しました。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、現在及び過去において当社の主要な取引先や主要株主の業務執行者ではない等、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、当社及び当社の経営者との直接の利害関係はございません。従って、当社及び当社の経営者からコントロールを受ける立場になく独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じることはありません。
3	中野北斗氏は、株式会社みずほ銀行の出身です。株式会社みずほ銀行は当社の主要な借入先の一つであり、当社グループは同行から借入金額総額の3割程度（2020年12月期末）の借入を行っております。	【社外取締役として選任している理由】 中野北斗氏の長年培われた豊富な国際金融・財務・会計の経験及び見識を当社の経営に活かしていただけると判断しました。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、現在において当社の主要な取引先や主要株主の業務執行者ではない等、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、当社及び当社の経営者との直接の利害関係はございません。従って、当社及び当社の経営者からコントロールを受ける立場になく独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じることはありません。
4	伊丹一成氏は、新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社。当社の主要な取引先かつ主要株主）及び日鉄テクノロジー株式会社（当社の取引先）の出身です。日本製鉄株式会社は当社製品の販売先であり、年間25,719百万円（2020年12月期実績）の取引が存在しています。	【社外監査役として選任している理由】 伊丹一成氏の管理部門に関する知見やこれまでの豊富な経験及び見識を当社の監査に活かしていただけると判断しました。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、現在において当社の主要な取引先や主要株主の業務執行者ではない等、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、当社及び当社の経営者との直接の利害関係はございません。従って、当社及び当社の経営者からコントロールを受ける立場になく独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じることはありません。

5		【社外監査役として選任している理由】 青木良夫氏の公認会計士として長年培われた豊富な財務・会計の経験及び見識を当社の監査に活かしていただけると判断しました。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、現在及び過去において当社の主要な取引先や主要株主の業務執行者ではない等、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、当社及び当社の経営者との直接の利害関係はございません。従って、当社及び当社の経営者からコントロールを受ける立場になく独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じることはありません。
6	都正二氏は、新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社、当社の主要な取引先かつ主要株主）の出身です。日本製鐵株式会社は当社製品の販売先であり、年間25,719百万円（2020年12月期実績）の取引が存在しています。	【社外監査役として選任している理由】 都正二氏の財務・会計に関する知見やこれまでの他社における豊富な経験及び見識を当社の監査に活かしていただけると判断しました。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、現在において当社の主要な取引先や主要株主の業務執行者ではない等、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、当社及び当社の経営者との直接の利害関係はございません。従って、当社及び当社の経営者からコントロールを受ける立場になく独立性が確保されており、一般株主との利益相反が生じることはありません。
7	木村浩明氏は、日本製鐵株式会社（当社の主要な取引先かつ主要株主）の業務執行者です。日本製鐵株式会社は当社製品の販売先であり、年間25,719百万円（2020年12月期実績）の取引が存在しています。	【社外監査役として選任している理由】 木村浩明氏のこれまでの他社における豊富な経験及び見識を当社の監査に活かしていただけると判断しました。

4. 補足説明

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- ※ 3 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 4 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
- ※ 5 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 6 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 7 独立役員の選任理由を記載してください。